

名古屋都市計画準防火地域の変更（日進市決定）

都市計画準防火地域を次のように変更する。

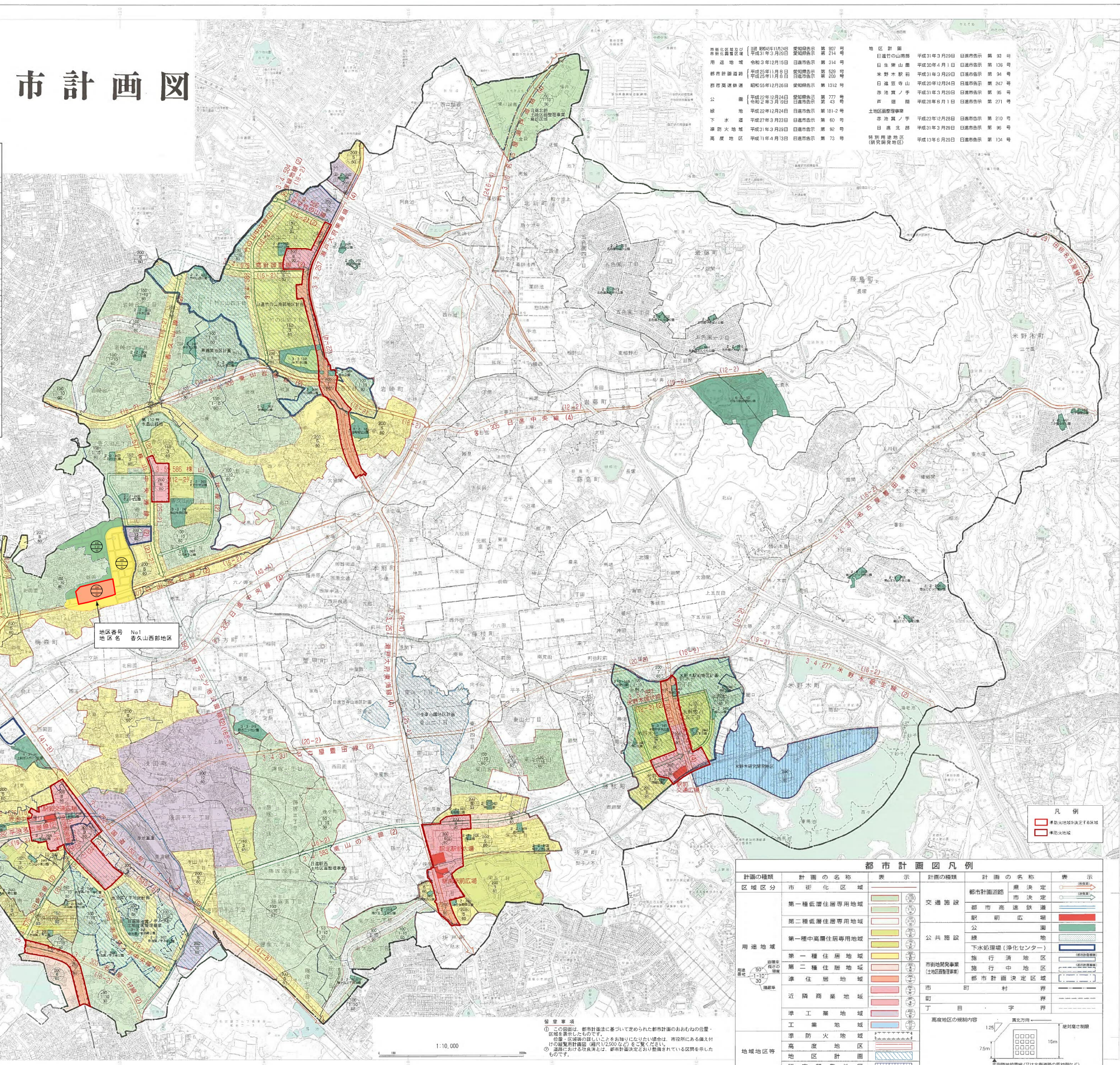
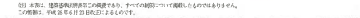
種 類	面 積	備 考
準防火地域	約71 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

香久山西部土地区画整理事業の進捗に伴い、用途地域の変更に併せ、準防火地域の変更を行う。

用途地域による建築物の用途制限の概要

[illegible][illegible]

都 市 計 画 図 凡 例

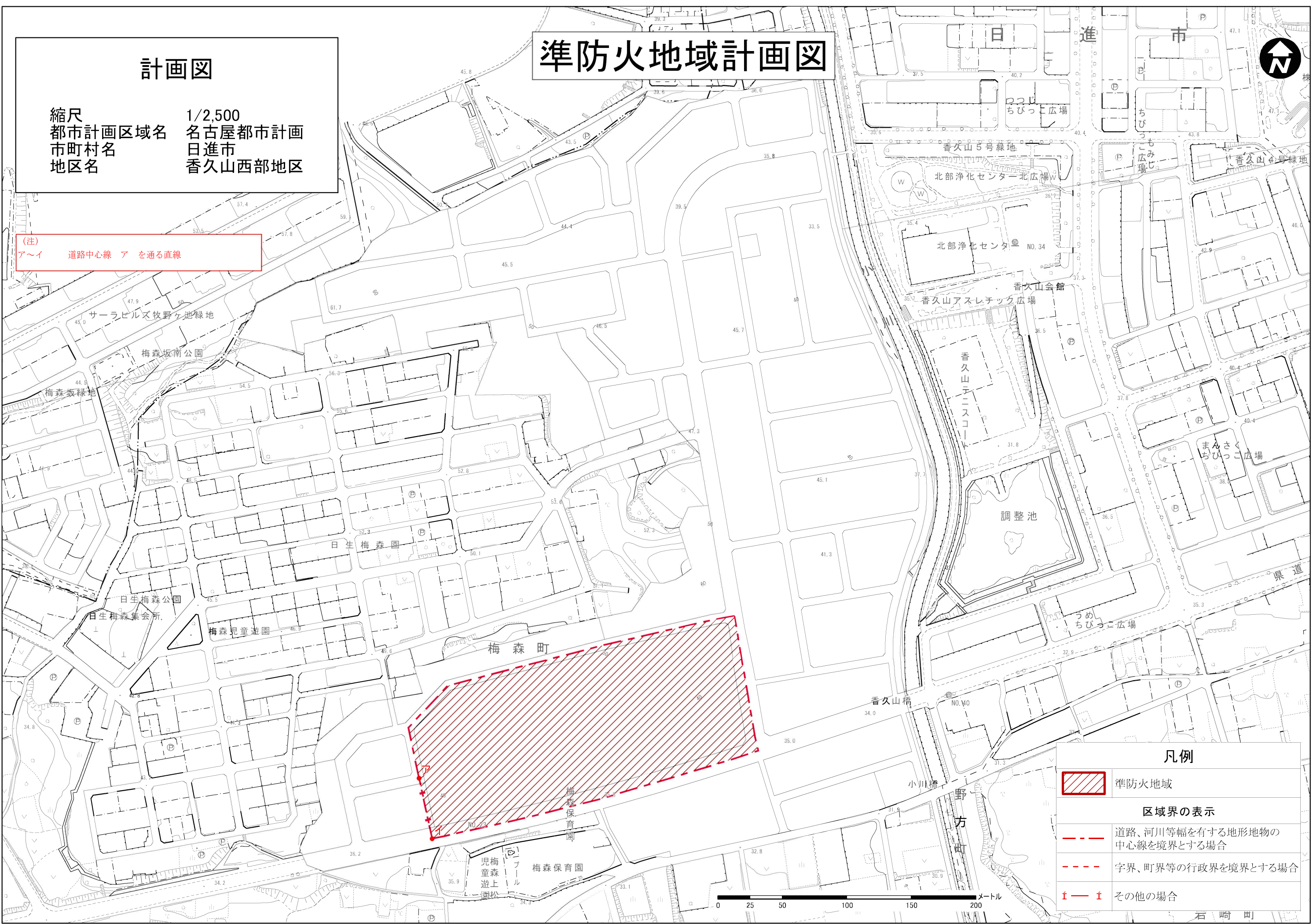
計画の種類	計画の名称	表示	計画の種類	計画の名称	表示
区域区分	市 街 化 区 域		交通施設	都市計画道路	
用途地域	第一種低層住居専用地域			都市高速鉄道	
	第二種低層住居専用地域			駅 前 広 場	
	第一種中高層住居専用地域			公園	
	第二種住居地域		緑 地		
	第一種住居地域		下水処理場(浄化センター)		
	第二種住居地域		施行済地区		
地域地区等	準住居地域		市街化促進事業 (土地区画整理区域)		
	近隣商業地域		都市計画決定区域		
	準工業地域		市 町 村 界		
	工業地域		町 界		
	準防火地域		丁 目 界		
	高度地区		高倉地区の緑化内容		
地区計画					
研究開発地区					

準防火地域計画図

計画図

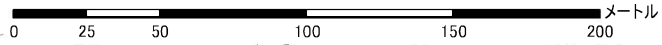
縮尺 1/2,500
都市計画区域名 名古屋都市計画
市町村名 日進市
地区名 香久山西部地区

(注)
ア～イ 道路中心線 ア を通る直線



凡例

	準防火地域
区域界の表示	
	道路、河川等幅を有する地形地物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合



名古屋都市計画準防火地域の変更

理 由 書

理 由 書

【香久山西部地区】

1. 変更の概要

主な変更は以下のとおりです。

変更前後	種類	備考
変更前	—	最終決定 平成31年3月29日
変更後	準防火地域	

2. 当該都市計画の都市の将来像における位置づけ

日進市都市マスタープランにおいて、市の都市づくりの基本目標の一つとして「安全安心な都市づくり」を掲げ、「地域と連携した防災・減災対策の充実や狭あい道路の改善、無秩序な開発の抑制や空家、低・未利用地の利活用等により、都市防災力を強化します。また、日常生活を支える交通機能や道路・公園等の都市施設の質の向上により、安心して子育てできる環境をつくる等、全ての人が安全安心に暮らせる都市づくりを目指します。」としています（p.3-2 参照）。

その中で、当該地区は市街地整備の方針において、「計画的市街地の整備」として位置づけ、「香久山西部地区については、地域の生活利便施設である商業施設、宅地及び道路整備、公園整備を行いながら、既成市街地とつながりのあるまちづくりを支援します。」としています（P.5-15 参照）。

また、当該地区は地域別構想で「地域の良好な自然環境と古くからある地域コミュニティや新たな住宅地が調和し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。」として、「準住居地域については、原則として準防火地域を設定」することとしています。（P.6 参照）

3. 当該都市計画の必要性

準防火地域は、市街地等における火災の危険を防除するために定める地域地区です。

当該地区においては、平成29年8月に組合施行による香久山西部土地区画整理事業が認可され、今後も都市の将来像の実現に向け住居系を中心とした計画的な市街地整備が行われることから、準住居地域の指定が予定される区域について、建築物の不燃化及び都市防災の促進を図り、市街地における火災の危機を防除するため、準防火地域を指定します。

4. 当該都市計画の妥当性

（1）位置

当該地区は、名古屋市名東区との行政界に接する日進市の西部に位置し、日進市役所より北西に約 1.4km、地下鉄鶴舞線赤池駅より北に約 1.5km で、地区の南側は都市計画道路 3・4・307 白山黒石線（県道岩崎名古屋線）が東西に通過する交通利便性の高い地区であり、都市防災機能が必要な位置にあります。

（２）区域

当該地区は、香久山西部土地区画整理事業の施行地区内において用途地域の変更を予定する準住居地域を対象としており、都市計画道路、主要区画道路及び区画道路並びに区画道路の中心線の延長線上に囲まれた明確な区域境界です。

（３）規模

地区面積は、上記区画整理事業の施行地区内において用途地域の変更を予定する準住居地域（容積率 200%、建蔽率 60%）の約 2.92ha を対象としています。

（４）施設の配置等

当該地区は、都市の将来像である歩くことを主体に暮らせる日常生活圏の構築を目指し一定規模の店舗を誘導する地区としており、建築物の不燃化及び都市防災の促進を図り、市街地における火災の危機を防除するため、準住居地域への用途地域の変更にあわせ、準防火地域を指定します。

以上から、位置、区域、規模、施設の配置等は妥当です。